



にしちちぶ

商工会報

編集・発行／西秩父商工会広報委員会
〒368-0106 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野298-1
☎0494(75)1381代・☎(75)1382
http://www.nishichichibu.or.jp/

【広報委員】
委員長 小菅 繁夫
副委員長 加藤 信
委員 友行 哲生
委員 関口 正明
委員 山口 繁
委員 野田 雅洋
委員 黒沢 且代

商工会員増強運動
キャンペーン中

ただ今、西秩父商工会では会員増強運動キャンペーン中です。ご入会希望・ご質問等、ご連絡頂ければ、職員がお伺いし対応致します。

鹿ちちぶのじかプロジェクト 二つの展示会で「ちちぶのじか」をアピール

『埼玉県農商工連携フェア』に出展

2月6日(水)さいたまスーパーアリーナ、来場者:3,625名

ちちぶのじか商品は秩父地域・埼玉県内の土産品として強くアピールしたいと考えているため、県産農産物に特化した展示会への出展はとても良い機会となりました。成果としていくつかの商談が始まっており、具体的な取引につながるよう取り組んでいます。



さいたまスーパーアリーナブース
写真:埼玉県 農林部 農業ビジネス支援課提供

第1回『地域産品展』に出展

2月19日(火)～22日(金)東京ビッグサイト



東京ビッグサイトブース

農林水産省からの紹介により、全国のジビエ活用地域(兵庫県、大分県、長崎県の事業者)との共同ブースに出展しました。西日本はジビエ(猪など)を食べる文化が進んでいることもあり、先進的な取り組みから学ぶことが多くありました。



写真:一般社団法人 日本能率協会提供

西秩父商工会 新規加入企業

法人名・事業所名	代表者名	業種	地区
秩父やまなみチーズ工房	高澤 徹	乳製品製造業	吉田
Dog salon Fleur	守屋宏美	犬のトリミングサロン	両神

*同意をいただいた会員のみ掲載しております。

おがのシルクロード商店会発足!!

新たな小鹿野町の商店街組織としておがのシルクロード商店会が発足しました。市街地活性化に尽力して参りますので、皆様ご協力よろしくお願い致します。

5月1日スタンプラリーでの「祝令和天皇御即位」福引イベントを開催予定です。ぜひ、商店会の各店をお買い物で利用していただき、福引イベントに御参加ください。(詳細は4月27日配布のシルクロード商店会折込チラシをご覧ください)

JFC 日本政策金融公庫 経営改善貸付(マル経)に関するお知らせ

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる資金です。

- 融資限度額: 運転資金/設備資金とも2,000万円
- 返済期間: 運転資金7年以内/設備資金10年以内
- 据置期間: 運転資金1年以内/設備資金2年以内
- 利率: 1.21% ※平成31年4月1日現在

*保証人・担保は不要。商工会長の推薦が必要になります。
*小鹿野町、秩父市では、日本政策金融公庫の事業資金に対する利子補給制度があります。詳しくは、西秩父商工会までお気軽にご相談ください。

このほか、借入目的により特別低金利商品、創業者に対する特別資金、環境衛生業者が利用する「生活衛生融資」、「国の教育ローン」等がございます。お気軽に西秩父商工会・日本政策金融公庫までお問合せください。

▶日本政策金融公庫熊谷支店 ☎048-521-2731

商工会員のための共済制度をご利用ください

商工貯蓄共済

(共済期間5年)
月額1口3,000円で、「保障・貯蓄・低利な融資」を目的とした共済です。
保障●死亡・災害(事故)による障害状態、災害(事故)入院、病入入院見舞金、災害(事故)通院見舞金。また、成人・結婚・出産の祝い金あり
貯蓄●積立金(1口3,000円の内2,000円)
融資●1口当たり30万円(限度額500万円)

商工医療共済

(共済期間5年)
●災害(事故)や病気による死亡・障害の保障に加え、入院・手術の医療保障を目的とした共済です。
●月額掛金1口3,000円は全額掛け捨てとなります。

商工ガン共済

(共済期間1年)
●ガンによる入院、手術、先進医療等の高額治療費の負担軽減を目的とした共済です。
●加入口数は1被共済者1口、新規加入は74歳5カ月まで。
●月額掛金1口3,000円は全額掛け捨てとなります。

貯蓄積立部分及び融資制度をご検討の場合は、商工貯蓄共済制度をご検討ください。

※埼玉県商工会連合会ホームページ(www.syokokai.or.jp/s0004/020/)もあわせてご覧ください。

埼玉県制度融資のご案内

埼玉県制度融資とは

埼玉県、金融機関、埼玉県信用保証協会の三者と申込受付機関である商工会議所・商工会などが連携・協力することにより、中小企業者・中小企業組合の皆さんが事業に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。事業活動に必要な資金を調達する一般的な制度のほか、特定の政策目的(新規創業、経営の安定や工場立地の支援など)のために設けられた制度があり、融資対象者の申込要件や融資条件については、埼玉県制度融資要綱において定められています。

埼玉県制度融資の特徴

- ▶金利が低く、しかも全期間固定であること
埼玉県が金融機関に利子補給を行うことにより、県の定める低い利率で融資を受けることができます。また、融資実行時の金利がそのまま変わらないので、金利変動の心配がありません。
※一部、金融機関所定金利の制度もあります。こちらについては変動金利の場合もあります。
※融資実行時には別途、信用保証料が必要です。
- ▶長期間の借入れが可能であること
設備資金は最長で15年(通常10年)、運転資金は最長で10年(通常7年)までのご利用が可能です。
- ▶無担保・第三者保証人不要であること
ほとんどの資金が、制度上、担保や第三者保証人を不要としています。また、実際に融資を受けた方の9割以上が無担保・第三者保証人なしで融資を受けています。

キャッシュレスでの支払いに対してポイント還元を実施します!

キャッシュレス・消費者還元事業(中小・小規模事業者向け)▶実施期間:2019年10月1日～2020年6月

制度概要

- ①10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。
- ②対象店舗へのキャッシュレス決済の導入の支援内容
メリット1▶事業者への皆さんには端末導入の負担はありません
メリット2▶制度を使えば決済手数料3.25%以下(実施期間中は国が1/3を補助します)
メリット3▶消費者還元で集客力UP!
メリット4▶レジ締め・現金 取扱いコストを省いて業務効率化!

本制度を活用してキャッシュレス決済端末等の導入を検討している事業者の方は西秩父商工会までお問合せください。

※経済産業省のパンフレットもご覧ください。
https://cashless.go.jp/operator/doc/SME_leaf1902.pdf

軽減税率対策補助金が用意されています

今年の10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要となります。こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。早めにご対応いただきますようお願い申し上げます。詳細は西秩父商工会までお問合せください。

協会けんぽ保険料率変更

全国健康保険協会埼玉支部 ▶☎048-658-5918

中小企業にお勤めの方が加入する協会けんぽ埼玉支部の平成31年度保険料率以下のとおり変更となりました。

健康保険料率: 9.79%(平成30年度は9.85%で、-0.06%)
介護保険料率: 1.73%(平成30年度は1.57%で、+0.16%)
変更時期: 平成31年4月納付分(平成31年3月分の保険料)

個人版事業承継税制改正

個人版事業承継税制のポイント

個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、新しい制度が創設されます。

個人版事業承継税制のポイント

- ①後継者の承継時の現金負担をゼロにします。納税額の全額(100%)が納税猶予されます。
- ②土地・建物、機械・器具備品、車両・運搬具、生物、無形償却資産など、多様な事業用資産が対象です。
- ③相続税だけでなく、贈与税も対象です。
- ④2019年1月1日～2028年12月31日の間、10年間の時限措置です。

▶詳細は商工会までお問合せいただくか、以下の中小企業庁のHPをご覧ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>

労働保険料、一般拠出金の申告・納付について

平成31年度の労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は6月3日から7月10日までです。申告書・納付書は5月末に発送予定です。同封の記入例を参考に、期間中お早めの手続きをお願いします。

●お問合せ
▶コールセンター ☎0120-008-715(開設期間5月31日～7月12日)
▶埼玉労働局労働保険徴収課 ☎048-600-6203